

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月30日
【会社名】	JALCOホールディングス株式会社
【英訳名】	JALCO Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田辺 順一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長である田辺順一は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しております。

当社は「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき一体となって機能する事で、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、このため財務報告にかかる内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見する事が出来ない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である平成26年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を行いました。

当社は、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）を評価するため、実施基準で例示されております具体的な評価項目を基本に『全社レベルの内部統制』チェックリストを作成し、整備及び運用状況の評価を行いました。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、前連結会計年度の各事業拠点単位で売上高の高い順から合算し、連結売上高の概ね3分の2の割合に達する事業拠点を「重要な事業拠点」として選定致しました。

選定した事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金、仕入高、棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象と致しました。

更に、財務報告への影響を勘案し、重要性の大きい業務プロセスとして見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを評価対象に追加致しました。

評価の対象とした業務プロセスについては、各々のプロセスを分析した上で財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の作成、当該内部統制に関する適切な担当者への質問、及び実施記録の検証等の手続を実施する事で当該統制上必要な要点の整備及び運用状況の評価致しました。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす事となり、開示すべき重要な不備に該当すると判断致しました。従いまして、当事業年度末日時点において、当企業グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断致しました。

記

当社は、平成26年2月18日以降、証券取引等監視委員会の調査を受ける事となりましたが、この調査過程で、当社の100%子会社である株式会社ジャルコアミュージックサービス（以下「JAS」と言う。）と株式会社オムコ（以下「オムコ社」と言う。）間のパチンコ及びパチスロの中古遊技機の販売に係る取引（以下「本件取引」と言う。）において、不正行為が行われており、当社がこれに関与したことにつき疑義が生じました。また、この不正行為に起因して当社の過年度の会計処理の訂正を要する可能性が生じたため、当社は、専門的かつ客観的な見地からの調査が必要であると判断し、同年2月25日、取締役会において第三者委員会を設置する事を決議し、同年3月4日、同委員会の委員3名（委員長：渡邊 雅之氏）を選任し、本件取引に関する調査を実施致しました。

同調査の結果、当社及びJASの役職員が、本件取引にあたってのオムコ社の不正行為に対して意図的に関与した事実は認められませんでした。JAS営業部とオムコ社との取引の一部に実在性のない取引が含まれている事が判明しました。当初のオムコ社の社会的信用力から本件取引を受注したことに合理性が無いとまでは言えないものの、結果的に不適切な取引を発見できなかった点につきましては、JASのガバナンス上の重大な問題と認識しています。

また、第三者委員会の調査対象は、「調査の網羅性」の観点から本件取引以外の当社グループにおける中核事業である中古遊技機のレンタル事業についても可能な範囲で調査が行われました。

また更に、第三者委員会の調査に加えて、当社が再度調査を行った結果、一部の中古遊技機器レンタルについて、関係書類の整備等に不十分な点が見受けられていた事が判明しました。

これらの事実は、このような不適切な取引が未然防止あるいは発見できなかった点において、当社グループの役職員のガバナンス意識が希薄であった事、JAS営業部における取引前の取引先の与信調査、関係書類の整備や会計処理の検討及び取引開始後の取引先の業況確認といった管理体制が十分に機能していなかった事、及びモニタリングが不十分であった事によるものです。

以上の事から、当社の全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったため、当該不適切取引が防止されず、かつ発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

なお、上記事実は当事業年度内の2月18日に発覚しており、当該不備を当事業年度末日までに十分な整備・評価期間を確保できず、その運用の有効性を確認する事が出来なかったためであります。

また、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、第三者委員会による調査及び社内調査の結果特定され、全て財務諸表に反映しております。

当社と致しましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、社内調査委員会の調査結果及び提言を踏まえて、財務報告に係る内部統制の不備を是正するために、以下の再発防止策の策定に着手しております。

これらの再発防止策により、翌事業年度においては、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

- (1) 当社及びJASの役職員のコンプライアンス意識の向上
- (2) 取引前の取引先与信調査や検収・在庫確認プロセスの内部統制運用に係る社内諸規程やフロー図等の見直し
- (3) 取引量に見合う人員体制等、社内管理体制の見直し
- (4) 内部監査機能の強化

4【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。